

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画野津田薬師池下地区地区計画を次のように決定する。（1996年8月2日町田市告示第178号）

名称		野津田薬師池下地区地区計画		
位置		町田市野津田町字田中前地内		
面積		約4.0ha		
地区計画の目標		野津田薬師池下土地区画整理事業により公共施設の整備が行われた区域について、良好な居住環境の形成、保全並びに計画的な土地利用の誘導を図る。		
区域の整備 関する開 発方針 及び保 全に	土地利用の方針	地区を幹線道路沿道の土地利用を図る地区、低層による適切な居住環境の保全を図る地区の2地区に区分し、周辺の自然環境との調和を図り、アメニティに富んだ住環境の形成を目指す。		
	地区施設の整備の方針	野津田薬師池下土地区画整理事業により整備された道路網、公園、緑地の維持と保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	住宅地として良好な環境及びまちなみ形成のため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。また、建築物の敷地面積の最低限度を定め過小宅地の発生を防止する。		
地区 整備 計画	位置		町田市野津田町字田中前地内	
	面積		約4.0ha	
	地区の 区分	地区の名称	沿道利用地区	低層住宅地区
		地区の面積	約1.6ha	約2.4ha
	建築物等 に関する 事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル・旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等、政令で定める運動施設 3. 畜舎、ペットショップ等、これらを扱うもの 4. 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートルを超えるもの（建築物に付属するものを除く。） 5. 石油類、ガスなどの危険物等を扱うもの	1. 住宅のうち9住戸以上の長屋 2. 住戸又は住室が9以上の共同住宅 3. 寄宿舎（合宿所も含む）、又は下宿 4. 神社・寺院・教会等 5. 診療所（入院施設のあるもの。）
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	165㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上でなければならない。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 2. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のとき。 3. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下のとき。	
		建築物等の高さの最高限度	9m	

「区域及び地区の区分等は計画図表示のとおり」
理由 良好な住環境の形成と保全を図るため、地区計画を決定する。